

第3回向日市障害者計画策定委員会 要点録

- 1 日 時 平成23年11月25日（金）午後2時から午後4時まで
 - 2 場 所 向日市民会館 第2会議室
 - 3 出席者 拾井委員長、高畑副委員長、岡崎委員、森川委員、増田委員、稲葉委員、濱田委員、木村委員、嶋田委員、中埜委員、岡庭委員、兒玉委員、片野委員、尾藤委員、梅田委員、河合委員、事務局
 - 4 傍聴者 3人
 - 5 議 題
 - (1) 「相談支援体制の充実・障害児支援の強化等」について
 - (2) 第3期向日市障がい福祉計画素案について
 - (3) その他
-

議 事

1 開会のあいさつ、資料の確認

2 議 事

(1) 「相談支援体制の充実・障害児支援の強化等」について

【委員長】

では、本日の会議は次第にしたがって進めさせていただきます。まず、この委員会は、原則公開で運営しておりますので、傍聴を希望されている方についてご入場いただくようお願い致します。

～傍聴者の入室～

【委員長】

それでは早速、議題の1点目の「相談支援体制の充実・障害児支援の強化等」についてでございますが、これにつきましては第3期の障害福祉計画の内容にも深く関係してまいります。今日の本題は、議題2の障がい福祉計画素案についてでございますけれども、本題に入る前に保健所の方から簡単にご説明いただけるという事でよろしいでしょうか。ではよろしくお願ひ致します。

【委員】

～資料説明～

【委員長】

ありがとうございました。今のご説明につきまして何かご意見、ご質問等ございましたら、おっしゃっていただければと思います。

【委員】

相談支援に従事する人ですが、いわゆる老人の制度の場合だったらケアマネジャーという資格を持った人がやるということになっていますが、今度の場合の管理責任者はどうなのか。事業実施者の人員基準というところに、「地域移行支援・地域定着支援を担当する場合については資格や経験を問わない」と明記してあるんですけども、これは老人の制度でもそうなんですか。この辺がちょっとよくわからなかったんですけども。

【委員】

相談支援事業所を開設するにあたっては相談支援専門員を配置しなければならないという事になっています。これは相談支援従事者研修を都道府県、京都府がやっておりますけれども、実務経験を踏まえて6日間の研修を受けて頂いた方がおられるというのが今の指定要件になっています。またこの方々については、今の研修に加えて専門コース別研修とかいろんな研修があって資質の向上ということをいわれています。おそらく相談支援事業所としては相談支援専門員は絶対に置かないといけないと思うんです。その専門員を置いた上で、地域移行とかを担当する人は、例えば相談支援の講習会を受けていないといけないとか、社会福祉士でないといけないといった要件を課さないという形で、事業所全体としては必ず相談支援の専門家が一人はいるはずなんです。その上での話だと理解しています。

【委員】

老人の制度のケアマネなんかでもそうなんですか。

【委員】

老人の制度のケアマネは、ケアマネ研修を絶対に受けています。

【委員】

障がい者の制度の場合、必ずその人の名前でケアプランを作るという事の責任がどうなのかを聞きたい。

【委員】

ここで資格を問わないのは地域定着のところだけなので、おそらく計画作成についてはもちろん一人ではできない部分があるかもしれないですけども、必ず相談支援員の責任で策定してもらうというのが原則になるはずなんです。もともとケアマネジメントの手法を使ってやるという今の介護保険のケアマネと同じ考え方に基づいてやっていますので、無資格で何も知識のない人が作るという事はありませんと思います。

【委員】

そうですね。だからわざわざこれを書いてある意味が良く分からなかった。

【委員】

先ほど言いましたスタッフとしていろいろ支援してもらう人にまでその相談支援専門員の資格を問うていくと、平成24年4月にスタッフがそろわないというところの事情はあろうかと思います。

(2) 第3期向日市障がい福祉計画素案について

【委員長】

他はよろしいでしょうか。

それでは、議題2の第3期向日市障がい福祉計画素案についての説明、あるいは議論に入っていきたいと思います。

一応、章ごとに事務局から説明して頂いて、それについて章毎のご意見をうかがい、最後に全体としてもう一度残った意見をおうかがいするというスタイルで行きたいと考えております。

では、事務局からご説明よろしく申し上げます。

【事務局】

～第1章・第2章の説明～

【委員長】

はい、ありがとうございます。

この1章・2章につきまして何かご意見ご質問などございましたら、ご自由にご発言いただければ幸いにございます。いかがでしょうか。

【委員】

ちょっと、本質とは関係ないんですけども、障害の「害」が漢字の部分とひらがなの部分があるんですけども、これは何かあるのでしょうか。

【事務局】

向日市におきましては平成22年4月から、一般的に使用する場合は、ひらがなの「がい」を使用しております。固有名詞の場合、例えば「障害者自立支援法」、「障害福祉サービス」や「障害者手帳」という場合の「害」は漢字を使わせていただいております。計画書の中でも統一しきれていない所がございまして、また最終的に調整はさせていただくこととしております。

【委員長】

固有名詞、法律などに関しては漢字の「害」でいって、それ以外はひらがなの「がい」ということです。若干まだ調整が行き届いていないところは、最終的には直していくということですが。

他ご意見などございますでしょうか。

では、おそらく中心的な話になってくるであろう第3章と第4章を続けて、ご説明を事務局の方よろしくお願い致します。

【事務局】

～第3章・第4章の説明～

【委員長】

ありがとうございました。ここは大事な所でございますので、3章4章についてご意見ご質問などございましたらお願い致します。

【委員】

グループホーム・ケアホーム等の人数が事業所の新設で来年度位には増えると言っているのですが、どういう運営をするか、居宅介護とか重度訪問介護とかを利用してやっていくのだと思いますが、グループホーム・ケアホームが増えるというふうに明確に事業者が示している数字で書いてあるのに対応して、訪問系サービスとかの数字が増えていないのは明確になってからという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

今の所まだグループホーム・ケアホームのほうも総枠の定員までしか出ておりませんので、向日市分としても見込みの値となっています。その他のサービスにつきましては、自然増の中にも含めるという事で整理をさせていただきました。

【委員長】

ありがとうございました。他の方いかがでしょうか。

また意見は出てくるかと思えますけれども、続いて第5章をお願い致します。

【事務局】

～第5章説明～

【委員長】

ありがとうございました。4章の1ページ残していた80ページの分と5章のご説明をいただきました。ちょうど80ページの内容と81ページの5章の(1)が、今日の議題1でご説明いただいた内容を踏まえた内容になっているのかなと思います。5章を含めてですが、全体を通じてご意見ご質問等がございましたら、自由にご発言いただきたいのかがいかがでしょうか。

【委員】

第4章の障害福祉サービス、例えば「1. 障害福祉サービスの見込量と今後の方策」とあるんですけれども、今後の方策の部分はまた付け加えるんですか。見込量だけになって

いるような感じがするんですけれども。

【委員長】

タイトルで「1. 障害福祉サービスの見込量と今後の方策」と書いてあるんですが、表現はとも見込量までで方策が書かれてないんじゃないかというご指摘で今後書かれるのかどうかという事ですがいかがでしょうか、事務局。

【事務局】

現在はこういう記載でございますけれども、見込量に基づきまして今後どういう方策をとるか、個々の項目でいくのかももう少しまとめたものでいくのか検討して記載させていただきたいと思います。

【委員長】

事業ごとにその方策を書くかどうかはまだわからないけれども、まとめてなんらかの形で方策を書くと、それは事務局の方で検討するということですね。

ご意見どうですか。

あと少しで4時になります。一つのご提案ですけれども、際限なくやるというのも一つの方法ですけれどもどこまでもいってしまいますので、今日言えなかった質問や意見をペーパーに書いて委員の方から出していただいて、それを踏まえて事務局で修正してはいかがでしょうかでしょう。次はパブリックコメントの手続きに入るというご説明があったので、それまでの間で皆さんの意見をお聞きする。集まってというのはなかなか厳しいと思うので、ご意見のある方はそういう手法で意見を出していただくことも可能だという事でよろしいですか。

いつまでにどういう方法でという事を決めておかないといけないと思うんですが、何か案ございますか。

【事務局】

来週の金曜日までに事務局宛に頂戴できればありがたいです。必ずペーパーで、ファックスかメール、またはご持参いただくのももちろん結構でございます。

【委員長】

ということでございますので、ちょっとお手数をおかけ致しますが、ご意見ご質問等おありの方はファックス、文書あるいは持参という形で事務局のほうにお願い致します。

(3) その他

【委員長】

すみません。肝心の内容の議論がなかなか出来ない様な議事運営になってしまいました。議事次第に立ち戻っていただきまして、議題3のその他について事務局の方から何かお話しございますか。

【事務局】

～スケジュール、次回予定について説明～

【委員長】

ありがとうございました。

パブリックコメントを出しますので大修正は難しいかとは思いますが、部分修正は十分可能だと思いますので、1週間ありますし、さらにまた2月まで期間がありますのでじっくり読んでいただいて、最終の議論に踏まえたいと思います。

という事で、拙い進行でうまく進められなかったんですけども、今日の会議はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。